

○川崎町立小、中学校の通学区域に関する規則

昭和60年8月1日

教委規則第1号

改正 平成3年2月27日教委規則第2号

平成9年7月31日教委規則第5号

平成13年12月27日教委規則第4号

平成19年12月25日教委規則第6号

平成23年9月1日教委規則第7号

第1条 川崎町立小、中学校（以下「小中学校」という。）の通学区域については、この規則の定めるところによる。

第2条 小中学校の児童生徒の就学すべき学区は、次の表のとおりとする。

番号	学校名	学区
1	川崎小学校	大字前川地区（ただし、前川東部・西部行政区及び青根行政区を除く。）、大字小野地区、大字支倉地区のうち小沢行政区、大字川内地区、大字今宿地区のうち立野行政区の一部、大字本砂金地区（ただし、安達地区を除き、保護者の願いがあれば仙台市立秋保小学校に委託することができる。）
2	川崎第二小学校	大字今宿地区（ただし、立野行政区の一部を除く。）
3	前川小学校	大字前川地区のうち前川東部・西部行政区及び青根行政区
4	富岡小学校	大字支倉地区（ただし、小沢行政区を除く。）、支倉台行政区
5	川崎中学校	大字前川地区、青根行政区、大字今宿地区、大字川内地区、大字本砂金地区、大字小野地区、大字支倉地区のうち小沢行政区、以上の区域とする。ただし、保護者の願いがあれば青根行政区の生徒は蔵王町立遠刈田中学校に、又大字本砂金地区（ただし、安達地区を除く。）の生徒については仙台市立秋保中学校に委託することができる。
6	富岡中学校	大字支倉地区（ただし、小沢行政区を除く。）、支倉台行政区

第3条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第40条による委託については、次のとおりとする。

蔵王町立遠刈田中学校 大字前川字青根地区

仙台市立秋保小学校 大字本砂金地区（ただし、安達地区を除く。）

仙台市立秋保中学校 大字本砂金地区（ただし、安達地区を除く。）

附 則

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第2号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成19年12月26日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の川崎町立小、中学校の通学区域に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年教委規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。